2026年度東京都立大学における研究活動不正行為等防止計画

東京都立大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規則第5条第4項に基づき、下表のとおり「2026年度東京都立大学における研究活動不正行為等防止計画」を定める。当計画に基づき、研究活動の不正防止に取り組むことに加え、実施状況の検証・不正発生要因の把握・対応策の検討を行い、毎年度、計画の内容を見直していく。
なお、この計画は策定から次年度の計画を策定するまで有効とする。

（注）当計画は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）の項目を活用しており、本学で対応が必要な項目及びその対応策・実施時期を記載している。無記載・欠番は現時点で対応が完了している項目である。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日決定,以下ガイドライン)

第1部　研究倫理教育（ガイドライン第2節１(1)関係）

(1)研究倫理教育に関する体制

	ガイドラインに基づく取組項目	計画における対応策	実施時期
101	研究倫理教育を実施する体制を整備していますか。	・研究活動の不正行為等防止のため、学長を長とする研究費不正使用・研究活動不正行為等防止対策推進室会議において、2026年度の研究活動不正行為等防止計画を策定する。 ・同計画に基づき、部局責任者（学部長等）及び研究倫理教育責任者（学科長等）を通じて、不正行為を事前に防止する取組を推進する。 ・意図しない剽窃を未然に防ぐための学術論文剽窃検知ツール（iThenticate）の適切な利活用を推奨する。	案内以降 年度末まで

(2)研究倫理教育に関する規程

104	貴機関に所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者）に対して、研究倫理教育の受講を規程等で義務付けていますか。	本計画（研究活動不正行為等防止計画）において、本学を本務とする者（全常勤教員）に対して、研究倫理教育としてAPRIN eラーニングプログラムによる研修受講を毎年義務付け、実施することとする。	案内以降 年度末まで
105	貴機関に所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者）に対して、貴機関が定期的に研究倫理教育を実施することを規程等で定めていますか。	本計画（研究活動不正行為等防止計画）において、上記の対象者に対して、研究倫理教育としてeラーニングを毎年実施することとする。	案内以降 年度末まで
106	貴機関に所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者以外）に対して、研究倫理教育の受講を規程等で義務付けていますか。	本計画（研究活動不正行為等防止計画）において、本学を本務とする者以外の者（全特別研究員、全雇用PD及び競争的研究費等の運営・管理に関わる非常勤教員等）に対して、研究倫理教育としてeラーニングを毎年義務付け、実施することとする。	案内以降 年度末まで
107	貴機関に所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者以外）に対して、他の機関での受講を含め、定期的に研究倫理教育を実施することを規程等で定めていますか。	本計画（研究活動不正行為等防止計画）において、上記の対象者に対して、他の機関で受講していない場合は、研究倫理教育として本学でのeラーニングの受講を毎年実施することとする。	案内以降 年度末まで
108	貴機関に所属する全ての研究支援人材に対して、研究倫理教育の受講を規程等で義務付けていますか。	本計画（研究活動不正行為等防止計画）において、本学に所属する研究支援人材（競争的研究費等の運営・管理に関わる職員等）に対して、研究倫理教育としてeラーニングを毎年義務付け、実施することとする。	案内以降 年度末まで
109	貴機関に所属する全ての研究支援人材に対して、定期的に研究倫理教育を実施することを規程等で定めていますか。	本計画（研究活動不正行為等防止計画）において、上記の対象者に対して、研究倫理教育としてeラーニングの受講を毎年実施することとする。	案内以降 年度末まで

(3)研究倫理教育の実施・受講状況

a）研究者

111	令和7年度の貴機関に所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者）の研究倫理教育の受講率を教えてください。	前年度受講率は100%となった。今年度も100%を目標に、継続実施する。 8月より行っていた受講案内を、2025年度から7月に早めることで受講可能期間を延長。未受講者にはメール等による受講督促を実施。併せて、各部局の受講状況は学内の教職員会議等で定期的に共有し、部局内での受講促進の取組を実施。	案内以降 年度末まで
112	貴機関に所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者）に対する研究倫理教育の方法及び受講状況を教えてください。	本学を本務とする者（全常勤教員）に対し、APRIN eラーニングプログラムによる研修受講を義務付け実施、受講状況を確認する。	案内以降 年度末まで
113	令和7年度の貴機関に所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者以外）の研究倫理教育の受講状況（受講確認状況）を教えてください。	本学を本務とする者以外の者（全特別研究員、全雇用PD及び競争的資金等の運営・管理に関わる非常勤教員等）に対し、APRIN eラーニングプログラムによる研修受講を義務付け実施、受講状況を確認する。	案内以降 年度末まで

b）学部学生

114	全ての学部学生に対して、修業年限中に研究倫理教育を実施していますか。	学部3年次の学生を対象に、研究倫理教育として本学の研究コンプライアンス研修（eラーニング）を受講できるよう継続して実施する。	案内以降 年度末まで
116	学部学生に対する研究倫理教育の方法の内容を教えてください。	e-learningでの実施を継続する。 (APRIN eラーニングプログラム)	案内以降 年度末まで

c）修士学生

117	全ての修士学生に対して、修業年限中に研究倫理教育を実施していますか。	全ての修士課程学生が修業年限中に研究倫理研修を受講できるよう、今年度も修士課程1年次の院生を対象として継続して実施する。	案内以降 年度末まで
119	修士学生に対する研究倫理教育の方法の内容を教えてください。	e-learningでの実施を継続する。 (APRIN eラーニングプログラム)	案内以降 年度末まで

d）博士学生

120	全ての博士学生に対して、修業年限中に研究倫理教育を実施していますか。	全ての博士課程学生が修業年限中に研究倫理研修を受講できるよう、今年度も博士課程1年次の院生を対象として継続して実施する。	案内以降 年度末まで
122	博士学生に対する研究倫理教育の方法の内容を教えてください。	e-learningでの実施を継続する。 (APRIN eラーニングプログラム)	案内以降 年度末まで

	ガイドラインに基づく取組項目	計画における対応策	実施時期
	第2部　研究データの保存・開示（ガイドライン第2節1(2)関係）		
	(1)データの保存・開示に関する体制		
201	研究データの保存・開示を担当する者を配置していますか。	研究データはそれを生み出した研究者自身が責任を持って保存・管理し、部局責任者（学部長等）は、研究者に対し、研究倫理教育の一環として適切なデータの保存・管理等についての教育、指導に努める。	継続
204	研究データの保存等について、規程等で定めた内容に基づき、適切に保存等がされているかを確認していますか。	研究データはそれを生み出した研究者自身が責任を持って保存・管理する。	継続